

一昨日経業員一同ニテ謝願申上マシタリ件日曜ノ事アリ金三四位ノ豫定ノ欠金一円テハ今日ノ来代ニモ間合ハズ一同不腹ニテ昨日宮川氏ヲ前シマシテ面会シ謝願申置キマシタリ何ノ謝返申モ無之尚昨日ノ五十銭ヲ約束日ノ第三日截止今日ノ如キ一回又ハ五十銭位ノ切リ方ニテ其ノ日迄ノ生活ヲ出来マセン是非共今明日中ニ是ノ金額ヲ都合致シテ下サイ一人前金十円アテ

附記
万一出来マセン節ハ裁意ノナキモノト認マシテ其ノ筋立会上ノ處置ヲ取先考テス
念ノタメ一言申上ケテ置キマス

別記ノ二 要求書(寫)

四月五日ノ未拂ヒ給料即時支拂ハシタシ
給料日ハ毎月二十八日ニ制定サレタシ
歳首減給ヲササルコト
消費品ハ経営者負担スルコト
補充人員ノ給料ハ経営者側ニテ支給スルコト
大入ノ率ヲ制定サシタシ(百円ニツキ中交五十円ヲ増ス毎二十歳上リ)
年二回ノ昇給ヲナスコト
傷病ノ疾病ノ際ハ給料全額支給スルコト
女子ニ生理休暇ヲ其ルコト

一 退職年者ヲ制定スルコト
一 勤続一年未満ハ月給ノ二ヶ月分以後一ヶ月ヲ増ス毎一ヶ月上リ
一 労働強化ヲササレルコト
一 時間外勤務ヲササレルコト
一 諸員割及リ撤廃スルコト
一 最低賃銀ヲ制定スルコト
一 規定以外ノフェイルムノ米ヲ越エサルコト又上取時間ヲ無効ニテ変更セザルコト
一 衛生設備ヲ充分ニサスルコト
一 夏期及冬期ニ休暇五日以上典フルコト
一 和室部ヲ二名ニスルコト
一 争議中ノ給料ハ全額トスルコト
一 組合加入ノ自由ヲ認ムルコト
一 経営者変更ノ際ハ右條項ヲ後継者ニ承認サセテ後業主立上ノ讓渡スルコト
右ニテ左ノ連名ヲ以テ要求候也
昭和七年六月十九日

連名

原 秀 月
中 智 夫
村 時 彦
伊 井 放 二
谷 喜 一 郎
①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩